**この御案内は電気工事業を行っている方が登録等を廃止するためのものです。**

**○この案内に添付されている書類**

　電気工事業廃止届出（通知）書

 ＊登録・届出・通知・みなし通知のいずれの方も同じ様式です。

**○手続に必要な書類**

　①　電気工事業廃止届出（通知）書

　②　現在お持ちの登録証（又は届出受理通知書か通知受理通知書）

 ＊登録・届出・通知・みなし通知で、それぞれ交付されている書類が異なります。

**（注１）電気工事業の登録をしている方が建設業許可を取得した場合、登録電気工事業の廃止届を提出し、新たに電気工事業開始届出書を提出していただく必要があります。**

**（注２）登録期限が切れている場合は登録証のみを返納していただきます。廃止届出書を提出する必要はありません。**

|  |  |
| --- | --- |
|  　**問い合わせ先** |  〒３４６－８５０１ 久喜市下早見８５－３ 久喜市役所 市民部 市民生活課 市民生活･防犯係 T E L　０４８０－２２－１１１１ F A X　０４８０－２２－３３１９ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様式第12(第8条)、第14の5(第10条の5)、第20(第25条)、第23(第27条) |  ×整理番号 |  |
|  |

**電気工事業廃止届出(通知)書**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

久喜市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（〒　　　　　）電話

 住　　所

 （フリガナ）

 氏名又は名称

 法人にあっては

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者の氏名

　電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律

　　・第１１条　　　　　（登録）

　　・第１７条の２第４項（通知）

　　・第３４条第４項　　（届出） 　の規定により、次のとおり届け出（通知し）ます。

　　・第３４条第５項　　（みなし通知）

１　登録（届出・通知・みなし通知）の年月日及び番号

 　　　　　年　　　　月　　　　日（　　　　　　　　　　　　）第　　　　　　　　　号

２　事業を廃止した年月日

 　　　　　　年　　　月　　　日

３　事業を廃止した理由

（備考）１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

　　　　２　×印の項は、記載しないこと。

　　　　３　この届出（通知）書を提出する際には、現在所持している登録証（届出受理通知書・通知受理通知書）　　　　　　　　を添付すること。